

倉敷市自動体外式除細動器（AED）貸出要領

（目的）

第1条 この要領は、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸出しについて、必要な事項を定め、本市で開催される各種行事においてAEDを貸出すことにより、心肺停止者への早期の救命手当を行うとともに、市民へのAEDの普及啓発を行い、市民の安全と安心の確保に資することを目的とする。

（貸出対象）

第2条 AEDの貸出しは、行事の趣旨が、市の方針と合致するもので、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- （1）市が主催（共催を含む。）する行事
- （2）市が後援・協力する行事
- （3）市民が主催し、かつ営利を目的としない行事。ただし、政治的又は宗教的団体、反社会的団体等と関連がないこと。
- （4）その他、市長が認めた場合

（貸出条件）

第3条 AEDの貸出しについては、次のいずれかに該当する者を貸出対象となる行事の開催期間を通じてその会場に常時配置していることとする。

- （1）医師等の医療従事者
- （2）消防署その他による、AEDを使用した救命講習等を修了している者

（貸出期間）

第4条 AEDの貸出期間は、貸出日及び返却日を含め4日以内とする。ただし、市長が特別な事由があると認める場合は、この限りではない。

（貸出申請）

第5条 AEDの貸出しを受けようとする者は、原則として貸出しを受けようとする日の3か月前から2週間前の日までに、倉敷市自動体外式除細動器（AED）貸出申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

（貸出決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、貸出しを決定したときは、倉敷市自動体外式除細動器（AED）貸出決定通知書（第2号様式）を、

貸出しをしないことに決定したときは、倉敷市自動体外式除細動器（AED）貸出不承認通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（維持管理）

第7条 前条の規定により貸出しの決定を受けた者（以下「借受者」という。）は、AEDを常に良好な状態で管理し、使用しなければならない。また、AEDを申請した目的以外に利用し、又は転貸してはならない。

（費用負担）

第8条 AEDの貸出料は無料とする。

2 貸出期間中におけるAEDの運搬等に要する経費は借受者が負担するものとする。ただし、貸出期間中、AEDを傷病者に対して使用した場合の新しいパッドへの更新は、AEDの返却後、速やかに市長の責任及び負担において行う。

（返却）

第9条 借受者は、貸出期間の満了後、速やかにAEDを返却し、倉敷市自動体外式除細動器（AED）使用実績報告書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（損害賠償）

第10条 市長は、借受者が、故意又は過失によりAEDを亡失し、又は破損させた場合には、現品又は市長が相当と認める金額をもって賠償させることができる。

（損害賠償責任）

第11条 市は、借受者が誤ったAEDの使用により生じた事故に対しては、一切の責任を負わない。

（貸出中止・返還）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、AEDの貸出しを中止し、返還させることができる。

- （1）借受者が、AEDを使用しなくなったとき。
- （2）借受者が、本要領の規定に違反したとき。
- （3）その他、市長が特に必要と認めたとき。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 平成24年4月1日に一部を次のように改正する。
- 2 第4条中「最長7日」を「4日」に改める。

附 則

- 1 平成29年12月20日に一部を次のように改正する。
- 2 第4条中「4日」を「4日以内」に改める。

附 則

- 1 令和3年2月1日に一部を次のように改正する。
- 2 第5条中「第1号様式」を次のように改める。
- 3 第9条中「第4号様式」を次のように改める。

附 則

- 1 令和5年3月1日に一部を次のように改正する。
- 2 第2条に「行事の趣旨が、市の方針と合致するもので、」を加える。
- 3 第2条第3号に「ただし、政治的又は宗教的団体、反社会的団体等と関連がないこと。」を加える。

附 則

- 1 令和5年7月11日に一部を次のように改正する。
- 2 第5条中「第1号様式」を次のように改める。
- 3 第9条中「第4号様式」を次のように改める。